

大阪市立塚本小学校「学校安心ルール」

<基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 子どもたちが安心して学校生活が送れるように、表に示された対応で問題の解決を図ります。
- 下記の表に示されたような行動があれば、大人が丁寧に背景を探り理由を聞き、解決のに向けて取り組みます。
- 第1～2段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な 約束ごと	・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・勉強する				
第1段階	・授業時間におくれる	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う ・たたいたりする	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話をする ・授業をさぼり教室に入らない	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・ひどくたたいたりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	・学校の物をこわす ・夜中に歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする ・万引き	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第2段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為・バイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなことなど）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。（例 こども相談センターや警察との連携）					

※学校は児童生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

（例 行為の見通しがたてられない発達段階かどうか、情緒不安定状態での行為であるかどうか、指導した後の行為であるかどうか 等）

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することがあります。

※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関と連携して対応する場合があります。（SNSにかかる事案に関しても同様です。）